

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company Limited.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 中島 篤
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【電話番号】	(03)3287-5100
【事務連絡者氏名】	経理部長 塩田 勇一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【電話番号】	(03)3211-0277
【事務連絡者氏名】	経理部長 塩田 勇一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱地所株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 三菱地所株式会社中部支店 (名古屋市中区栄二丁目3番1号) 三菱地所株式会社関西支店 (大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年4月23日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 頁で示しております。

### 【本制度における金銭報酬債権の額の算定方法】

(訂正前)

業績目標達成度

(中略)

・2029年3月期のROE / EPSの実績が、ROE10% / EPS200円以上の場合	達成度 = 200%
・2029年3月期のROE / EPSの実績が、ROE10% / EPS200円未満、かつ標準評価基準点を超える場合	$\text{達成度} = \frac{2029\text{年3月期のROE / EPSの実績} - \text{標準評価基準点}}{\text{ROE10\% / EPS200円}} + 100\%$
・2029年3月期のROE / EPSの実績が、標準評価基準点である場合	達成度 = 100%
・2029年3月期のROE / EPSの実績が、標準評価基準点未満、かつ2026年3月期のROE / EPSの実績を超える場合	$\text{達成度} = \frac{\text{標準評価基準点} - 2029\text{年3月期のROE / EPSの実績}}{\text{標準評価基準点} - 2026\text{年3月期のROE / EPSの実績}}$
・2029年3月期のROE / EPSの実績が、2026年3月期のROE / EPSの実績以下の場合	達成度 = 0%

(後略)

(訂正後)

業績目標達成度

(中略)

・ 2029年3月期のROE / EPSの実績が、ROE10% / EPS200円以上の場合			
達成度 = 200%			
・ 2029年3月期のROE / EPSの実績が、ROE10% / EPS200円未満、かつ標準評価基準点を超える場合			
達成度	=	$\frac{2029年3月期のROE / EPSの実績 - 標準評価基準点}{ROE10\% / EPS200円 - 標準評価基準点}$	+ 100%
・ 2029年3月期のROE / EPSの実績が、標準評価基準点である場合			
達成度 = 100%			
・ 2029年3月期のROE / EPSの実績が、標準評価基準点未満、かつ2026年3月期のROE / EPSの実績を超える場合			
達成度	=	$\frac{2029年3月期のROE / EPSの実績 - 2026年3月期のROE / EPSの実績}{標準評価基準点 - 2026年3月期のROE / EPSの実績}$	
・ 2029年3月期のROE / EPSの実績が、2026年3月期のROE / EPSの実績以下の場合			
達成度 = 0%			

(後略)

以上